

# 委託業務仕様書

## 1 業務名

令和6年度「eスポーツわかやま推進プロジェクト」運営業務

## 2 業務目的

eスポーツは、近年、市場が拡大しており、世界的にも若者を中心にプレイヤーやファンが増加している。そのため、これからの若者文化を形成するコンテンツとして期待でき、関係者の交流等を通じて地域の活性化にも寄与するものとなっている。

また、eスポーツで用いられるゲームタイトルは、オンラインで仲間とともに1つの目的を達成するというスタイルのゲームが多いため、コミュニケーション能力が身につく、戦略性が重要であるため思考力も養うことができることから、教育的観点からも非常に有用である。

そこで、本県では、eスポーツ人口の拡大を図るとともに、イベント等を通じた交流の場を提供することにより、若者を中心とした新たな地域文化の形成と地域活性化を実現することを目指して、「eスポーツわかやま推進プロジェクト」に取り組むこととしている。

本業務は、「eスポーツわかやま推進プロジェクト」の一環として、モデルとなる県立高等学校（以下、「モデル校」という）の部活動において外部指導者によるeスポーツのコーチング（指導等）を行うことで、eスポーツ人口を増やし、eスポーツを通しての学びの機会を提供するとともに、学校のみならず、地元企業や地域住民との連携によりeスポーツを活用した地域活性化を図ることを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

## 4 業務内容

県が選定したモデル校（別表）の部活動において、次の各号に定める事業を行う。

### （1）生徒へのコーチング

#### ① コーチ（指導者）の選出

各モデル校に対して1名以上のコーチを選出すること。

なお、選出するコーチは、次に掲げる要件に該当する者とする。

ア eスポーツに関する十分な知識と実践的な経験を持っている者

イ 生徒と円滑にコミュニケーションを取り、自己改善を促進するための指導やアドバイスを提供できる者

#### ② コーチング計画書の作成

企画提案書をベースとして、モデル校及び県と協議の上、コーチング計画書を作成すること。

#### ③ コーチングの実施

コーチング計画書の作成日以降令和7年2月28日までの間、モデル校にコーチを派遣し、又はオンラインによりeスポーツに係るコーチングを行うこと。

(留意点)

- ① コーチングの回数は、各モデル校週1回程度とし、オンラインによるコーチング日を設けることも可能とするが、少なくとも月2回は対面でのコーチングを原則とする。
- ② ゲームタイトルは、各モデル校と協議の上決定すること。ただし、毎年開催されている高校生を対象とした全国規模の大会(STAGE:0(ステージゼロ)又はNASEF JAPAN全日本高校eスポーツ選手権)で採用されているタイトルのうち少なくとも1つには取り組むこととし、同大会への出場を目指すこと。
- ③ コーチング内容は次のとおりとする。
  - ア キー操作、マウスコントロール等、ゲームプレイに必要な基本的技術の指導
  - イ ゲームプレイの技術向上、コミュニケーションの取り方、戦術・戦略の指導
  - ウ ゲームへの取り組み姿勢(依存症にならない対策等)の指導
  - エ 企画提案書に基づき、eスポーツを通して、デジタル知識の習得やコミュニケーションスキルの向上等を図る「学びの取組」

(2) eスポーツを活用した地域活性化に係る取組

企画提案書に基づき、学校のみならず、地元企業や地域住民との連携によりeスポーツを活用した「地域活性化を図る取組」を実施すること。

(3) 成果物の作成

(1)及び(2)の結果を集約し、成果物としてまとめ、事業報告書とすること。

## 5 業務実施にあたって使用できる機材等

本業務の実施にあたり、各モデル校に下記の機材等が配備されているので、これらの機材等を使用してコーチング等を行うこと。

なお、受託者が自ら機材等を学校に持ち込んでコーチング等を行うことも可能とするが、事前に各モデル校に相談すること。

- ① デスクトップPC本体(各校5台)
- ② ゲーミング液晶モニター(各校5台)
- ③ ゲーミングコントローラー(各校5個)
- ④ ヘッドセットマイク(各校5個)
- ⑤ ウェブカメラ(各校5個)
- ⑥ アンマネージスイッチ16ポート(各校1台)

## 6 履行状況及び業務実績の報告

(1) 履行状況報告

① 毎月の報告

各月の委託業務終了後、10日以内に業務の履行状況を県に報告すること。

なお、報告様式については、県と協議の上定めるものとする。

② 業務改善

履行状況において、問題があると県が判断した場合は、必要な改善を図ること。ただし、その改善内容が不十分であると県が判断した場合、県は業務改善について必要

な指示を行うことができるものとする。

(2) 業務実績報告

業務終了後、4(3)にて作成した事業報告書を県へ提出すること。

7 再委託

本業務の実施にあたり、再委託が必要となる場合は、事前に県の承認を得ること。

8 秘密保持

(1) 受託者は、本業務の実施にあたり、知り得た情報を他に漏らしてならない。本契約が終了し、又は解除された後も同様の義務を負う。

(2) 受託者は、県から提供された資料等を厳重に取り扱うものとし、本業務の目的以外のために利用（複写及び加工を含む。）し、又は第三者に提供してはならない。

(3) 受託者は、本業務終了後、速やかに県から提供された資料等を返還すること。

9 情報セキュリティ管理

本業務の実施に際して、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、和歌山県個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年10月5日条例第38号）、和歌山県情報セキュリティポリシーのほか、関係法令等を遵守すること。

10 権利の帰属

本業務で作成した全ての成果品に係る著作権は原則として、県に帰属する。ただし、協議により、県が認めた場合はこの限りではない。

11 その他

(1) 受託者は、業務の遂行に関し、本仕様書に沿って実施すること。

(2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し、疑義が生じた場合は、事前に県と協議し、その指示に従うこと。

別表

学校名	住所
粉河高等学校	紀の川市粉河 4632
和歌山北高等学校 (西校舎)	和歌山市西庄 1148-1
向陽高等学校	和歌山市太田 127
星林高等学校	和歌山市西浜 2-9-9
和歌山工業高等学校	和歌山市西浜 3-6-1